

研究ノート

16世紀カスティーリャにおける政教関係  
—国家教会化の観点から—

La monarquía y la iglesia católica en la Corona de Castilla  
del siglo XVI

内村 俊太  
Shunta UCHIMURA

**Resumen**

En este ensayo se presentan informaciones básicas sobre el Patronato Real y su influencia en la Corona de Castilla del siglo XVI. El Patronato Real fue el poder regio con el que el rey pudo mantener la iglesia católica bajo su control y, sobre todo, presentar al Vaticano el candidato apropiado a cada obispado en sus dominios.

Los Reyes Católicos y Carlos V obtuvieron este poder para controlar la iglesia gracias a las bulas otorgadas por los papas. En 1486 el papa Inocencio VIII les concedió una bula a Isabel y Fernando para darles el Patronato Real sobre las iglesias en las Islas Canarias y el reino de Granada. Luego, en 1508, Juliano II hizo lo mismo en lo referente a las iglesias en las Indias. Finalmente, el papa Adriano VI extendió el Patronato Real a los territorios ibéricos de las Coronas de Castilla y de Aragón en favor de su antiguo discípulo Carlos V. Gracias a estas mercedes papales, los reyes españoles pudieron nombrar como obispos en España y la América española a los hombres que ellos mismos eligieran.

Los monarcas españoles del siglo XVI ejercieron este poder con el apoyo de los consejos que los aconsejaban sobre los asuntos de cada territorio. Por ejemplo, en cuanto a la Corona de Castilla, la Cámara

de Castilla le presentaba al rey unos candidatos como nuevo obispo y el rey elegía a la persona más adecuada entre ellos. Según M. Barrio Gozalo, casi todos los obispos en la Corona de Castilla entre 1556 y 1699 fueron naturales de la misma Corona y entre ellos destacaron los letrados. Utilizando sus conocimientos de los Derechos secular y eclesiástico, los letrados castellanos sirvieron al monarca en ambos campos como inquisidores, consejeros en la corte, jueces en la Corona de Castilla e Indias o clérigos de la iglesia. El rey los utilizó para fortalecer el dominio sobre la iglesia.

Como otro aspecto de la relación entre la monarquía y la iglesia, los reyes españoles adquirieron el derecho de separar pueblos de los señoríos eclesiásticos y de incorporarlos al realengo desde 1574, cuando el Vaticano le otorgó a Felipe II este derecho. Además, después de incorporarlos al realengo, el monarca podía vender la jurisdicción señorial de dichos pueblos a laicos para obtener recursos económicos. Según M. Á. Faya Díaz, en la Corona de Castilla antes de 1574 la iglesia católica tuvo 2.296 pueblos como obispado, arzobispado, abadengo y señorío del cabildo catedral. Entre ellos, el rey incorporó 406 pueblos del señorío eclesiástico al realengo y empezó a vender la jurisdicción de muchos de ellos.

Como conclusión, a través de la presentación de los obispos y la incorporación del señorío eclesiástico al realengo, la monarquía estableció el control sobre la iglesia católica en la Corona de Castilla y puso bajo su tutela esta “iglesia doméstica”, que fue separada del dominio papal.

## はじめに

16世紀のヨーロッパでは、君主が国内教会を統治・後見する体制が各地で形成された。プロテスタント圏ではイングランド、神聖ローマ帝国のルター派領邦、デンマーク、スウェーデンなどで、君主がカトリック教会からの分離を主導し、それによって独立した国内教会を統治・後見した。

フランスでは、教皇レオ 10 世とのポローニャ政教協約（1516 年）によって君主が司教の推挙権を獲得し、カトリックに属しながらも教皇権から自立した国内教会を統治するガリカニズムの礎が築かれた。

後述するようにスペインとポルトガルでも、非キリスト教圏でのカトリック布教支援と引き換えに、まず海外領の教会が君主の統制下に置かれ、次いでそれを本国にも適用することが教皇権から認められた。このように君主がみずからの統治領域における教会を統治・後見することを認められた「国王教会保護権（Patronato Real, Padroado Real）」が、スペインではカトリック両王からハプスブルク朝にかけての歴代君主に王朝として継承されていくことになる。

これらの結果として 16 世紀ヨーロッパでは、宗派を問わずに、各国の教会組織を君主（王朝）が統治・後見し、みずからの統治構造に包摂するプロセスが進んだといえる。本稿では、このような 16 世紀ヨーロッパ各国に共通する事象を「国家教会化」と呼ぶこととしたい。この国家教会化は、一義的にはそれぞれの国の君主と教会、あるいはカトリック圏の場合は君主と教皇との政教関係が焦点となる。後述するようにスペインでも、国王教会保護権の中核的な権能として、司教候補者を教皇に推挙（*presentación*）する権利が君主による事実上の司教指名権として確立することで、国内教会への教皇の影響力は減退し、君主優位での政教関係が築かれた。

しかしその一方で 16 世紀を含む近世とは、J・H・エリオットのいう複合君主政（*composite monarchy*）の時代でもあった。当時のスペイン君主国（*Monarquía Hispánica*）を構成するカスティーリャ王国、アラゴン諸国、ポルトガル王国（1580～1640 年）などの諸国の王位を単一の君主（王朝）が担ったものの、各国では身分制議会などの固有の政体が維持され、在地の特権身分層が実権を握っていた。そのため王朝は、各地の特権身分層と個別に協力関係を保っていかなければならず、各国の政体を改廃することも、諸国を統合する統一的な政体を設けることもできなかった<sup>1</sup>。本稿では、

1 J・H・エリオット（内村俊太訳）「複合君主政のヨーロッパ」古谷大輔・近藤和彦編『礫岩のようなヨーロッパ』山川出版社、2016 年、55-78 頁。内村俊太「複合君主政論の射程」立石博高編『スペイン帝国と複合君主政』昭和堂、2018 年、15-48 頁。なお本稿では、アラゴン連合王国（*Corona de Aragón*）の中核をなすアラゴン王国（*Reino de Aragón*）、カタルーニャ公国、バレンシア王国を「アラゴン諸国」と表記する。

このような複合君主政で統治されたスペイン君主国を構成する諸国を「地域国家」と表現する。

教皇から王朝に認められた国王教会保護権にもとづく国家教会化とはいえ、実際にはこのような地域国家の枠組みを前提として進んでいったため、地域国家ごとの実相を明らかにしていく必要がある。そのため本稿では、国土・人口においてイベリア半島の約7割を占め、王朝の政治的・軍事的な支柱となったカスティーリャ王国における国家教会化について基礎的な情報を研究ノートとして整理したい<sup>2</sup>。

第1節では、王朝が国王教会保護権を確立していくプロセスを整理する。そこで注目したいのは、非キリスト教圏を征服して獲得したカスティーリャ王国領の外縁地域（グラナダ王国、カナリア諸島、西半球）について教皇権によって認められた国王教会保護権（1486、1508年）がイベリア半島の本国に反転して適用（1523年）された点である。第2節では、そのように成立した国王教会保護権を王朝が行使するための体制を複合君主政の観点から概観したい。そのうえで第3節では、カスティーリャ王国における国家教会化のあり方を検討する。その際、司教人事の面だけでなく、16世紀後半に教会領（便宜上、本稿では司教領、聖堂参事会領、修道院領を指すものとする）がカスティーリャ王国ではどのように王権によって利用されたかをみることで、教会が王朝の統治構造にどのように包摂されたかを考察したい。

## 1. 国王教会保護権の確立

### (1) グラナダ、カナリア、インディアスにおける国王教会保護権

非カトリック圏に布教し、そこで教会を建設・維持するために、世俗の有力者にその教会での聖職者の推挙を認め、それと引き換えに教会を財政的に支援させることは、中世のカトリック教会でしばしばみられたことで

---

2 近世スペインにおける国家教会化についてはすでに、トレード教会という具体例と、複合君主政の下でのカスティーリャ王国とアラゴン諸国での全体像については論じているが、本稿ではカスティーリャ王国そのものにおける概要を見ていきたい。内村俊太「16世紀後半におけるトレード教会」『上智大学外国語学部紀要』54号、2020年、21-43頁。同「16、17世紀スペインにおける政教関係」伊達聖伸編『ヨーロッパの世俗と宗教』勁草書房、2020年、143-158頁。

あった。しかし近世初頭のスペインやポルトガルでは、このような保護権が私人としての王ではなく、王国統治者としての王とその後継者に永代にわたって譲渡され、国制のなかに組み込まれたことが特徴であった。

ポルトガルでは、1455年にキリスト騎士団総長としてのエンリケ航海王子に発見・征服地での教会に関する管轄権が教皇ニコラウス5世によって認められた。そして教皇レオ10世期（1513～1521年）にはこの権限がキリスト騎士団からポルトガル王権に移管され、本国も含めてすべての統治領域における司教推挙権を加えて国王教会保護権が確立した。ポルトガルの場合は、大航海時代における海外進出で活躍したキリスト騎士団等の宗教騎士団にまず私的な保護権が与えられたが、16世紀前半にはそれが王朝の下に移管されて国制に組み込まれ、騎士団そのものも王朝の管轄下に入ることになる<sup>3</sup>。

その一方でスペイン（カスティーリャ）の場合は、当初から王朝に国王教会保護権が認められる形で始まった。まずその対象になったのは、先住民グアンチェ族が暮らすカナリア諸島とイスラームのナスル朝が治めるグラナダ王国であった。前者は15世紀前半からヨーロッパ人による征服の対象となり、カトリック両王が派遣した遠征隊が最大のグラン・カナリア島を1483年に占拠し、1488年までに諸島全体を征服した。それと並行して、カトリック両王は1482年からグラナダ王国の征服を開始し、1492年にグラナダ市を開城させてナスル朝を滅ぼした。両地域に共通するのは、カトリックからみた異教徒の土地として征服され、カスティーリャ王国に編入された点である。

これを嘉した教皇インノケンティウス8世は1486年12月13日に教皇勅書を発し、カナリア諸島、グラナダ王国、プエルト・レアル（カディス司教区に属し、両王が建設した港町）における司教座聖堂や各種の修道院に関して「教会を保護する十全たる権利と適任の人物を教皇座に対して推挙する権利」を、イサベル女王とフェルナンド王、およびその後継者となる「レオンとカスティーリャの将来の諸王」による王朝に永代にわたって

3 Shiels, William Eugene, *King and Church. The Rise and Fall of the Patronato Real*, Chicago, 1961, pp. 44-60; Rubert, Arlindo, *Historia de la Iglesia en Brasil*, Madrid, 1992, pp. 38-44.

与えた<sup>4</sup>。15世紀後半はオスマン帝国がバルカン半島進出を強めた時期でもあり、歴代教皇の念頭にはスペインやポルトガルを支援することでこれに対抗する意図があったことも教会史研究では指摘されている。

そしてこれと同様の論理が西半球にも適用された。大西洋の西側にヨーロッパ人にとっての未発見の地（以下、当時の用語として「インディアス」と表記する）があることが判明すると、パレンシアに出自のある教皇アレクサンデル6世はカトリック両王にインディアスの布教権を（1493年）、次いでインディアスにおける教会十分の一税の管理権（1501年）を与えた。そのうえで1508年7月28日、教皇ユリウス2世はフェルナンド王とアナ女王、および「レオンとカスティーリヤの将来の諸王」による王朝に対して、インディアスにおけるすべての大司教座、司教座、修道院等の教会についてそれらを「保護する権利と適任者を推挙する権利」を与える教皇勅書を発した<sup>5</sup>。この時点ではまだ西半球はカリブ海周辺しか実態の解明がなされていないが、この勅書を根拠として、王朝はインディアス全体における国王教会保護権を獲得することになる。

さて、1486年のグラナダとカナリアでの国王教会保護権と1508年のインディアスでのそれは、王朝に認める権限についての核心部分はほぼ同一であり、教会史研究でも両者は連続的に発展したものとして考えられている。両者に共通する構造的な背景は、非キリスト教圏を武力で征服し、カスティーリヤ王国（あるいはカトリック世界）の外縁地域として編入した王朝に対して、その地での教会の建設と維持、それによるカトリック社会のゼロからの構築を委ねる代わりに、高位聖職者の推挙をはじめとする国王教会保護権を認めた点にある。イベリア半島でのレコンキスタ（再征服）から、カナリア諸島を経てインディアスで展開したコンキスタ（征服）には社会的・心性的な連続性が指摘されることが多いが、王朝と教皇権のあいだの政教関係という文脈でも明らかな連続性があることがわかる。

とくにインディアスについては物理的な距離もあり、王朝はこの国王教会保護権にもとづいて現地教会への統治・後見を独占的に担った。16世紀に整備される各司教座からの報告書を受領するだけでなく、インディアスへの聖職者・修道士の渡航を統制し、教皇文書のインディアスでの公

4 1486年の教皇勅書の訳文として、Shiels, *op. cit.*, pp. 61-71.

5 1508年の教皇勅書の訳文として、*Ibid.*, pp. 104-115.

布すら王朝による許可制とした。ゼロから教会組織を王朝が構築したインディアスでは、スペイン君主国のなかでも最も典型的に国家教会化が進んだといえる。このようなインディアスでの王朝による教会の統治・後見は、16 世紀には教皇から認められた国王教会保護権 (Patronato Real) にもとづくものと認識されていたが、17 世紀にはさらに進んで、王はインディアスにおいては教皇の代理人として教会に関する全権を有するという論 (Vicariato Real) が主張されるに至ることが教会史では指摘されている<sup>6</sup>。

## (2) カスティーリャ王国とアラゴン諸国における国王教会保護権

いずれにせよ、王朝が最初に国王教会保護権を獲得したのは非キリスト教圏を武力で征服して編入したカスティーリャ王国の外縁地域であった。その一方で、カスティーリャ王国の本国では 15 世紀をつうじて司教推挙をめぐる王権と教皇権が対立していた<sup>7</sup>。しかし、スペインの王朝がキリスト教圏を拡大する一方で、前述のように 1510 年代にレオ 10 世によってフランスとポルトガルに司教推挙が認められるなか、スペインも本国での国王教会保護権を求めるようになっていく。そしてそれを認めたのが、カルロス 1 世の学問の師であり、カスティーリャ王国での摂政も務めたこともある、教皇ハドリアヌス 6 世 (1522～1523 年) であった。

1523 年、ハドリアヌス 6 世は立て続けに親スペインの立場から教皇勅書を発した。まず 5 月 4 日には、主にカスティーリャ王国に所領をもつ宗教騎士団 (サンティアゴ、カラトラバ、アルカンタラ) の総長職を最終的に王朝に譲渡した。5 月 28 日には、1515 年にカスティーリャ王国に併合されたナバーラ王国をほぼ管轄するバンプローナ司教座の推挙権がカルロス 1 世とその後継者に与えられた。そしてハドリアヌス 6 世が死去する直前の 9 月 6 日には、「カスティーリャ、レオン、アラゴン、バレンシア

6 De la Hara, Alberto, "El patronato y el vicario regio en Indias", P. Borges (dir.), *Historia de la Iglesia en Hispanoamérica y Filipinas (siglos XV-XIX)*, vol. 1, Madrid, 1992, pp. 63-79. なお、エリオットが複合君主政論の文脈でしばしば言及するファン・デ・ソロールサノ・イ・ベレイラ (1575～1655 年) は、教会史研究では『インディアス法論 (De Indiarum jure)』(1629～39 年) でこの全権代理論を展開した人物として知られる。

7 Azcona, Tarsicio de, "Reforma del episcopado y del clero de España en tiempos de los Reyes Católicos y de Carlos V (1475-1558)", R. García-Villoslada (dir.), *Historia de la Iglesia en España*, III-1, Madrid, 1979, pp. 115-210; 林邦夫「カトリック両王の教会政策」『鹿児島大学教育学部研究紀要 人文・社会科学編』34 号、1983 年、22-44 頁。

の諸王国において件の国王とそのすべての後継の諸王に対して永久に、大司教座とその他の司教座教会のすべてに、またその一つ一つに、最もふさわしい人物を推挙する権利を与える」という教皇勅書が発せられた<sup>8</sup>。この勅書ではローマにある教皇庁内で司教が死亡した場合は教皇に指名権が留保され、かつ後任の教皇であるクレメンス7世、パウルス3世が1530年代に異を唱えたことはあったが、結果としては1523年時点でカスティーリャ王国とアラゴン諸国での国王教会保護権が成立した。

この本国での国王教会保護権の確立には二つの背景があった。まず同時代の状況としては、前述のようにすでに1510年代には教皇権はフランスとポルトガルに司教推挙を認めていたが、神聖ローマ帝国で宗教改革が始まるなか、教皇権はカトリック有力国との連携をさらに必要としていた。そのなかで、皇帝でもあるカルロス1世と個人的な信頼関係のあるハドリアヌス6世の下で、スペインにも本国での国王教会保護権が認められたといえる。また時系列からみた状況としては、前述のようにカスティーリャ王国外縁領域でのカトリック社会構築を進めていた王朝にそこでの国王教会保護権が先行して順次認められてきたことが挙げられる。

なお1486年、1508年、1523年のいずれの教皇勅書でも、カトリックからみた異教徒との戦いに貢献してきたことが国王教会保護権を認める根拠として述べられており、勅書の文言としては、三者は連続しているといえる。しかし国制史の観点からすると、1523年に国王教会保護権の意味が質的に転換した点に注意が必要である。

グラナダとカナリアは非キリスト教圏から編入されたとはいえ、法制上はカスティーリャ王国の他地域と同様の地位にあった。たとえば旧グラナダ王国領は、ムスリム住民（1502年以降はカトリックに改宗させられたモリスコ）が多いとはいえ、グラナダ市がカスティーリャ議会における代表権をもつ18都市の一つとして遇されるなど、カスティーリャ王国としての国制に編入されていた。またインディアスについては、カスティー

8 Azcona, *op. cit.*, pp. 136-143; Idem, “El privilegio de presentación de obispos en España concedido por tres papas al emperador Carlos V (1523-1536)”, *Anuario de historia de la Iglesia*, 26, 2017, pp. 185-215; Barrio Gozalo, Maximiliano, *El Real Patronato y los obispos españoles del Antiguo Régimen (1556-1834)*, Madrid, 2004, pp. 41-43. また1523年の教皇勅書の部分訳文として、Gómez Zamora, Matías, *Regio patronato español e indiano*, Madrid, 1897, pp. 248-249.

リャ本国とは異なる植民地統治機構が導入され、本国議会の代表権はないとはいえ、法的にはカスティーリャ王国に属す領土とされていた。つまり地域国家という観点からいえば、1486 年と 1508 年の勅書はどちらもカスティーリャ王国という地域国家内の一部地域を対象としたものであった。

それに対して 1523 年の勅書ではカルロス 1 世が領する複数の地域国家が対象になっていた。前記の引用箇所直後では修道院長の推挙権を「カスティーリャ、レオン、アラゴン、バレンシアの諸王国とカタルーニャ、およびその他のスペインの諸王国と諸領土 (Hispaniarum Regnis et dominiis)」について認めるとされ、司教推挙もこれに準じることになる<sup>9</sup>。したがって国制史の観点からすると、ここで国王教会保護権は質的に転換し、どれだけ広大だとしても一地域国家の特定地域にのみ適用されていたそれ以前のものから、カスティーリャ王国とアラゴン諸国という複数の地域国家にまたがって適用されるものに変質したのである。異端審問所の設置権限についても同様のことがいえるが、このように地域国家という国制上の枠組みを超える権限を王朝が手に入れることができたのは、国王教会保護権が法論理上は君主と教皇のあいだの政教関係に属す事柄であり、地域国家やその特権身分層がその権限認定には関与できないためである。しかし、このように確立した国王教会保護権を現実に行使する際には地域国家の枠組みが前提となるため、次節ではその側面をみていきたい。

## 2. スペイン君主国における国王教会保護権

### (1) 16 世紀におけるスペイン君主国の教会制度

本節では国王教会保護権の行使体制についての基本情報を整理するが、その前提としてスペイン君主国における教会制度を概観しておきたい<sup>10</sup>。なお、司教座・大司教座の新設、教会管区の再編などによって近世スペインにおける教区が整ったのは、16 世紀後半のフェリーペ 2 世期であった。その結果、スペイン君主国の教会制度は 16 世紀末時点では以下のように

9 Gómez Zamora, *op. cit.*, p. 249; Azcona, *op. cit.*, “El privilegio...”, p. 196.

10 Mansilla, Demetrio, “Geografía eclesiástica”, Q. Aldea Vaquero (dir.), *Diccionario de historia eclesiástica de España*, t. II, Madrid, 1972, pp. 983-1015; Idem, “Panorama histórico-geográfico de la Iglesia española en los siglos XV y XVI”, R. Garia-Villoslada, *op. cit.*, III-1, pp. 3-23.

なっていた。

まず、教会制度として最も重要な単位である教区としての司教区 (diócesis) または大司教区 (archidiócesis) は、ポルトガルを含むイベリア半島とその付属領域 (マジョルカ、カナリア、セウタ) を含めて 69 教区であった。なお、宗教改革によってプロテスタント圏が分離した後も、ヨーロッパのカトリック圏には 600 を超える教区が存在した。ただし教区の密度には差があり、教皇庁が所在するイタリアでは 16 世紀末時点で 324 教区を数え、フランス王国にも 113 教区があった。これらと比較すればイベリアの教区数は相対的に少なく、したがって教区ひとつあたりの管轄面積が広い傾向にあるといえるが、イベリア内でも、レコンキスタ初期から教会組織が整備された北部では教区が稠密である一方で、南部の教区は相対的に広い領域を管轄した<sup>11</sup>。

イベリア半島における 69 教区の内訳は、カスティーリャ王国 35 教区、アラゴン諸国 20 教区 (カタルーニャ 9、アラゴン 7、バレンシア 3、マジョルカ 1)、ポルトガル王国 14 教区であった。これらの教区は教会制度としては大司教が管轄する教会管区 (provincia eclesiástica) に編成されており、カスティーリャ王国には 5 管区 (サンティアゴ・デ・コンポステーラ、ブルゴス、トレード、セビーリャ、グラナダ) と、教会管区に属さない 2 免属司教座 (オビエド、レオン) があった。アラゴン諸国にはほぼ地域国家に相当する 3 管区 (タラゴーナ、サラゴース、バレンシア)、ポルトガル王国にも 3 管区 (ブラガ、リスボン、エヴォラ) があった。マジョルカ王国はバレンシア管区、ナバーラ王国はブルゴス管区に属すものの、おおむね教区・教会管区は地域国家ごとの編成になっていた。

また、インディアスでの教区・教会管区も 16 世紀に整備されていった<sup>12</sup>。当初は本国のセビーリャ教会管区にインディアスの司教座も属していたが、1546 年、サント・ドミンゴ、メヒコ、リマの各司教座が大司教座に昇格し、それぞれが現地教会管区を管轄するようになった。1564 年にはサンタ・フェ・デ・ボゴタ大司教座がこれに加わった。さらに 1570

11 Bergin, Joseph, "The Counter-Reformation Church and its Bishops", *Past and Present*, 165, 1999, pp. 30-73.

12 Hernández, Francisco Martín, "El episcopado", P. Borges (dir.), *op. cit.*, vol. 1, pp. 155-174; García y García, Antonio, "Organización territorial de la Iglesia", *Ibid.*, vol. 1, pp. 139-154; Rodríguez, Isidro, "Filipinas; la organización de la Iglesia", *Ibid.*, vol. 2, pp. 703-720.

年代から支配が始まったフィリピンでも、1576 年にメヒコ教会管区所属としてマニラ司教座が設けられ、1595 年には大司教座に昇格して独自の教会管区をもった。したがって 16 世紀末時点では、フィリピンを含むカスティーリャ王国の海外領には五つの教会管区があり、そこに 28 教区が所属した。また、17 世紀前半にはポルトガル領植民地にも 10 教区が存在した。

このように 16 世紀末時点のスペイン君主国の教会組織は、カスティーリャ王国・アラゴン諸国・ポルトガル王国としての国王教会保護権の対象地域だけみても、拡大しつつあったヨーロッパ外での諸教会を含めると 100 を超える教区数に達し、その管轄地域の地理的な広がりも考えれば、キリスト教圏で最大の規模であった。前節でみたポルトガル王権としてのものを含む国王教会保護権とは、これらすべての教会を王朝が統治・後見する法的・制度的な基盤となったのである。

## (2) 国王教会保護権の行使体制

国王教会保護権には、それが適用される地での教会の建設・維持に始まり、教区の設定における主導権や、任用される聖職者への審査権など多岐にわたるが、階層状のカトリック教会制度をふまえれば、その中核となる権限は大司教・司教に就任すべき人物を教皇に推挙する権限であろう。したがって、国王教会保護権の基盤をなす司教推挙に注目して、国王教会保護権の行使体制をみていきたい。

国王大権ともいえる司教推挙は最終的には王の決定にもとづくとはいえ、そこに至る実務においては王を補佐する機関が重要な役割を果たした。スペイン君主国では地域国家を管轄する顧問会議（Consejo）が宮廷に置かれ、各地域国家に関する政策の審議、その内容の国王への上奏、国王が認可した政策の各地域国家への伝達、各地の特権身分層との折衝などを担っていた。たとえばアラゴン顧問会議では、カタルーニャ、アラゴン、バレンシアから各 2 名ずつの顧問官が任命され、地域国家側から宮廷に働きかける窓口にもなっていた。国王教会保護権にもとづく司教推挙の実務も、この顧問会議またはそこから派生した会議体が担当することになった。

16 世紀末時点で見ると、司教推挙の実務について、カスティーリャ本国（グラナダ、カナリア含む）はカスティーリャ顧問会議から派生したカ

スティーリャ枢密院 (Cámara de Castilla, 1519 年創設)、カスティーリャ領インディアスはインディアス顧問会議 (1524 年創設) が担当した。インディアスは法的にはカスティーリャ領として扱われたが、統治業務はインディアス顧問会議が担っていたため、国王教会保護権行使も同会議が担当した。アラゴン王国・カタルーニャ公国・バレンシア王国・マジョルカ王国・サルデーニャ王国はアラゴン顧問会議 (1494 年創設)、海外領を含むポルトガル王国はポルトガル顧問会議 (1580 年創設) が担当した。また、サルデーニャ以東はここまで述べてきたスペイン・ポルトガルでの国王教会保護権とは直接には関係しないものの、アラゴン顧問会議から派生したイタリア顧問会議 (1555 年創設) がシチリア王国・ナポリ王国・ミラノ公国について、フランドル顧問会議 (1588 年創設) がネーデルラント諸州とフランシュ・コンテについて、それぞれの司教人事に関する職務を担当した<sup>13</sup>。このように顧問会議が地域国家別に管轄する方式は、世俗の地域国家統治と同じとあってよい。

各顧問会議は、それぞれの管轄地域の教区において司教の欠員 (通常は死亡または転任による) が生じると、複数名の司教候補者を挙げ、その人物評価を王に上奏した。またその際には、当該司教座の状況や聖職禄もあわせて報告された。カスティーリャ本国の場合は、当初は国王に信任されたカスティーリャ枢密院付きの国王教会保護権担当の秘書官の裁量が大きかったが、1580 年代に専門の小委員会 (junta) が設けられ、1588 年には司教推挙の手順を明文化した細目が定められ、特定の個人に過度に権限が集中しないように制度化された<sup>14</sup>。

たとえば、近世スペインの司教推挙を研究した教会史家バリオ・ゴサーロが示した例によると、1592 年のレオン司教推挙は次のように行われた<sup>15</sup>。レオン司教フランシスコ・トルヒーリョが死去すると、カスティーリャ枢密院はフェリーペ 2 世に上奏文を提出し、そのなかで聖職禄が年 1 万 8000 ドゥカードに及ぶことを報告し、新司教の候補としてファン・アロンソ (グアディクス司教)、バルトロメ・ブラサ (トゥイ司教)、イシド

13 Barrios, Feliciano, *La gobernación de la Monarquía de España. Consejos, juntas y secretarios de la administración de Corte (1556-1700)*, Madrid, 2015, pp. 486-556.

14 Barrio Gozalo, *op. cit.*, pp. 65-66.

15 *Ibid.*, pp. 66-69.

ロ・カハ・デ・ハラ（モンドニェード司教）、ルイス・デ・メルカード（グラナダ高等法院聴訴官、インディアス顧問会議顧問官などを歴任し、聖職経験もあり）を提案した。王は第一候補として報告のあったグアディクス司教ファン・アロンソをレオン司教に推挙することを決定し、教皇庁への推挙手続きが始まった（この司教叙任が実現すれば、今度は転任によって空席となったグアディクス司教推挙の手続きが始まる）。

このように体系化された形で司教推挙の実務は担当部局が行い、それにもとづいて国王が選任した。なおアラゴン諸国での司教推挙では、まず現地の副王が候補者を宮廷のアラゴン顧問会議に報告し、同会議での修正を経た案が王に上奏された。いずれの地域国家に関しても、候補者の最終的な選定は国王大権に属するため、その決定そのものには顧問会議は介入することはできなかった。国王の認可を受けた推挙案が決定すると、教皇庁への報告書が作成され、ローマ駐在大使から提出された。近世以降も司教の正式な就任には、教皇庁での最終審査を経て、教皇による叙任が必要であったが、事実上、スペイン王権が推挙した時点で司教任用者は決定されており、特殊な事情がないかぎりには教皇がこれを拒否することはなかった<sup>16</sup>。

### 3. カスティーリャ王国における国家教会化

#### (1) カスティーリャ王国で推挙された司教層の性格

前節ではスペイン君主国全体では司教推挙がどのような体制で行われたかをみたが、ここではカスティーリャ王国での国家教会化のあり方を考えるために、まずカスティーリャ王国で司教に推挙された人物の全体的な傾向を確認しておきたい。

まず特筆すべきは、国王教会保護権にもとづく司教推挙の確立によって、教皇側近・近親などのイタリア出身者のような、スペイン君主国以外の出身者の叙任がほぼ消滅しただけでなく、カスティーリャ王国では同国出身者で司教職がほぼ独占されていた点である。バリオ・ゴサーロによると、

16 *Ibid.*, pp. 74-78. 例外的に教皇がスペイン王権側による被推挙者を拒否・留保した事例としては、被推挙者があからさまに非嫡出子である場合や、1640年代の反乱時におけるカタルーニャに関する推挙（バルセローナ伯位を主張するフランス王権への配慮）、スペイン継承戦争時のフェリーペ5世による推挙（教皇庁はカール大公を支持）などがある。

1556年から1699年の間、カスティーリャ王国本国における司教の出身地域の96.2%が同じカスティーリャ王国であり、同じ王を推戴しているとはいえアラゴン諸国の出身者(2.5%)がほぼ排除されていた点が際立っている。これは、同時期のアラゴン諸国では司教の四分の一程度がカスティーリャ王国出身者であり(アラゴン:28.6%、カタルーニャ:21.5%、バレンシア:39%)、王朝が地域国家の枠をある程度は超えて司教推挙を行っていたこととは対称的である<sup>17</sup>。

別稿で指摘したようにアラゴン諸国では、現地の特権身分層の一角を占めながらも原理上は世襲ではない司教職に国王教会保護権にもとづいてカスティーリャ出身者が王朝によって送り込まれることが可能になっており、王朝が地域国家に介入しうる経路として政治的な意味をもっていた。それに対してカスティーリャ王国では、地域国家内の司教職を地域国家出身者でほぼ独占させ、後述する聖俗両界を遍歴するカスティーリャ法曹官僚を一定の割合で司教に任用することで、王朝が教会を統治・後見する国家教会化が進められたといえよう<sup>18</sup>。

カスティーリャ王国の司教には王族・貴族出身者が任用されることも多かったが、フェリーペ2世期にはトリエント公会議の影響も受け、神学者や教会法修得者が起用される傾向が強まり、対抗宗教改革の理念を実現することがめざされた。ここで注目されるのが、近世カスティーリャにおいてはサラマンカ大学、アルカラ・デ・エナレス大学、バリャドリッド大学などの学寮(colegio mayor)で法学を修得した法曹(レトラード)は世俗法だけでなく教会法も修得していた点である。つまり彼らは、カスティーリャ王国の統治機構(宮廷の顧問会議、高等法院の裁判官、各都市の国王代官など)やインディアスの植民地統治機構の官職に就くことも、教会法の知識にもとづいて教会の聖職や異端審問所の官職に就くことも可能であった<sup>19</sup>。これらの聖俗官職の任命権は事実上のものも含めてすべて君主の

17 *Ibid.*, pp. 132-136. なおバリオ・ゴサーロによると、16世紀後半から19世紀前半に至るまで、カスティーリャ本国とアラゴン諸国をあわせても、それらの地域以外の出身者が司教になったのは18例(イタリア8、インディアス4、ポルトガル3、フィリピン・オーストリア・ネーデルラント各1)に過ぎず、そのほとんどがスペイン君主国に属す地域の出身であり、出自としてもスペイン出身の家系に属したという。

18 内村前掲論文「16、17世紀スペインにおける政教関係」、150-155頁。

19 Kagan, Richard L., *Students and Society in Early Modern Spain*, Baltimore, 1974.

権限であるため、王朝の信任を受けたカスティーリャ法曹は聖俗両界の官職を遍歴することが可能であり、司教職が法曹高官の経歴における到達点となることもしばしばあった。

たとえば、エル・グレコによる肖像画が残るフェルナンド・ニーニョ・デ・ゲバーラ（1541～1609年）は、サラマンカ大学で法学を修得した後、クエンカ司教区の大助祭（arcediano）を務めたが、法曹官僚に転じて栄達した（バリャドリッド高等法院聴訴官、カスティーリャ顧問会議顧問官、グラナダ高等法院長官、ローマ駐在大使）。1596年には枢機卿に叙され、1599年には帰国して異端審問長官に就任した。そして1601年にはセビーリャ大司教に推挙され、死去するまで務めた<sup>20</sup>。

この例が端的に示すように、バリオ・ゴサーロによると、16世紀後半から19世紀前半にかけての司教はほぼ全員（97%）が大学での学士以上の学位を有し、その4割（16世紀後半には6割）が教会法を含む法学での学位取得者であった<sup>21</sup>。もちろん、大学で教会法や神学を学んだ後に教会や異端審問所だけで経歴を積んだ人物も多かったが、法学の知識を駆使して聖俗両界において王朝に仕えた法曹の存在は王朝が教会を統治・後見する国家教会化の象徴だといえよう。また、法曹官僚は基本的にカスティーリャ王国の大学で学んだ同国出身者が多かったため、その意味でもカスティーリャ王国は王朝による国家教会化の基盤としての役割を果たしたといえよう。

## (2) カスティーリャ王国における教会領処分

ここまでみてきたように、カスティーリャ王国では国王教会保護権にもとづく司教推挙によって王朝に仕えるカスティーリャ法曹が司教として教会に送り込まれ、国家教会化を人事体系の面から支えていた。しかし国家教会化の影響は、司教人事だけにとどまらず、教会が俗界に有していた教会領にも及んでいった。

16世紀にプロテスタントによる宗教改革が進む一方で、オスマン帝国が最盛期を迎えるなか、歴代のローマ教皇はスペイン王権への支援によってカトリック護持を図った。国王教会保護権の授与もその一環であるが、

20 Barrio Gozalo, *op.cit.*, p. 160.

21 *Ibid.*, pp. 149-155.

より直接的な財政支援としては教会十分の一税の三分の一を王権に譲与するなどしていた。さらなる財政支援としては、教会領の処分権が段階的に王朝に認められたことが挙げられる。すでに1523年に総長職そのものが王朝に譲与された宗教騎士団（サンティアゴ、カラトラバ、アルカンタラ）については、1529年に騎士団領の自由処分が王権に認められた。さらに1551年には一般の修道会に属す修道院領の自由処分が認められ、1574年にはそれが教会領（総長職そのものが王朝に委譲されていた宗教騎士団領は性格が異なるため除外し、前述のように本稿では司教領、聖堂参事会領、一般の修道院領を指すこととする）の全体に拡大された<sup>22</sup>。

ここでいう所領の自由処分には三つの側面がある。教皇から認められた自由処分権にもとづいて王朝は、第一に本来は領主所領の一種であった教会領の村落を王領地に編入し、第二にその領主裁判権を私人に売却し、さらに第三には新たな領主に支配されることを望まない村落社団からの奉仕金納入によって領主裁判権売却を停止する、という三つの段階にわたる自由処分が可能になったのである。あくまで個別の村落ごとに展開したこの自由処分は、イングランド王権による修道院領の全面的な没収のような事例とは異なるものの、王朝にとっては有益な財政手段となった。地理的にみると、1530年代から自由処分が展開した宗教騎士団領はカスティーリャ王国の新カスティーリャ地方以南に偏っていたのに対し、1570年代に自由処分が始まった教会領は同以北に多かったため、これによってカスティーリャ王国の広い範囲で王権による自由処分が展開することになった。

この教会領の自由処分については、筆者も別稿において、カスティーリャ王国最大の教会領主であったトレード大司教領の事例について、在地社会レベルでのありようも含めて検討している<sup>23</sup>。しかし本稿では、ファジャ・ディアスによるカスティーリャ王国全体での教会領に関する研究にもとづ

22 Moxó, Salvador de, "Las desamortizaciones eclesiásticas del siglo XVI", *Anuario de historia del derecho español*, 31, 1961, pp. 327-362.

23 内村前掲論文「16世紀後半におけるトレード教会」、32-42頁。またこの宗教騎士団領や教会領の自由処分によるカスティーリャ在地社会の変化については、五十嵐一成「16世紀カスティーリャにおける諸村落の売却と村落自治」『史学雑誌』84-7号、1975年、1-38頁。Nader, Helen, *Liberty in Absolutist Spain. The Habsburg Sale of Towns, 1516-1700*, Baltimore, 1990.

き、教会領が王朝の下でどのように扱われたかを全体像として概観することを試みたい<sup>24</sup>。

まず、自由処分が行われる以前には教会領がどれだけ存在していたかを確認しておきたい。ファジャ・ディアスによると、都市・村落社団の数としてはカスティーリャ王国全体で2296の教会領があり、1591年の世帯数調査の時点で見ると15万5346世帯にのぼったという。これは王国全体の世帯数の11.7%を占めていたことになる（以下、割合の数値は1591年時点での世帯数で計算した人口規模を表す）。

ただし、カスティーリャ王国領における教会領の分布には地理的な偏差が大きかった。まず、最も教会領が稠密に存在していたのはガリシア地方であり、同地方だけで王国全体での教会領の38.6%（5万9992世帯）を占めていた。ガリシアではサンティアゴ・デ・コンポステラ大司教領をはじめとする司教領が多く、さらにサンティアゴ・デ・コンポステラ市やルゴ市などの主だった都市も司教を領主とする司教領都市であった。

また、旧カスティーリャ地方・新カスティーリャ地方・エストレマドゥーラ地方でも教会領は多く、稠密さではガリシア地方に劣るものの、これら3地方を合計すれば教会領の半数以上（53.2%にあたる8万2702世帯）に達した。そこには王国最大の教会領主であるトレード大司教領も含まれており、単独で王国全体の教会領の22%に相当する領地を治めていた。たとえば、トレード大司教領の拠点都市であったタラベーラ・デ・ラ・レイナはその周囲に50属村を従えており、カスティーリャ王国全体で見ても屈指の規模の領主所領であった。

これら3地方とガリシア地方を足せば教会領の9割を超えており、その

24 以下、本項におけるカスティーリャ王国の教会領と王朝によるその自由処分については、ファジャ・ディアスの研究を参照。Faya Díaz, María Angeles, “La venta de jurisdicciones eclesiásticas en la Corona de Castilla durante el reinado de Felipe II”, J. Martínez Millán (dir.), *Felipe II (1527-1598), Europa y la monarquía católica*, vol. 2, Madrid, 1998, pp. 239-304; Idem, “La venta de señoríos eclesiásticos de Castilla y León en el siglo XVI”, *Hispania*, vol. 58, núm. 200, 1998, pp. 1045-1096; Idem, “Los señoríos eclesiásticos gallegos y la venta de jurisdicciones en tiempos de Felipe II”, J. L. Pereira Iglesias, J. M. de Bernardo Ares y J. M. González Beltrán (dirs.), *V reunión científica asociación española de historia moderna*, vol. 1, 1999, pp. 101-116; Idem, “Los señoríos eclesiásticos de Castilla la Nueva y Andalucía y la venta de jurisdicciones en tiempos de Felipe II”, E. Martínez Ruiz (dir.), *Madrid, Felipe II y las ciudades de la Monarquía*, t. II, Madrid, 2000, pp. 447-470.

他の地域では教会領はごく小規模なものにとどまった。たとえば広大なアンダルシア地方でも、教会領は社団数で11、世帯数で2964世帯にとどまり、王国全体の教会領のなかではわずか1.9%を占めるにすぎなかった。

1574年以降、これらの教会領について個別の社団ごとに王権による自由処分が行われた。これもファジャ・ディアスの研究にもとづいて整理すると、カスティーリャ王国全体で406の村落社団（5万7562世帯）が自由処分の対象となり、王領地に編入された。これは世帯数で見ると、教会領全体の37%にあたる。その大半にあたる388社団（5万5586世帯）ではさらにその社団に対する領主裁判権の売却が始まったが、そのうち221社団（3万7496世帯）は国王に奉仕金を納入して領主裁判権売却を停止させ、王領地の社団にとどまった。ただし、社団の最終的な法的帰属にかかわらず、王朝にとっては長期的・短期的な利益（直轄領化、領主裁判権売却収入、国王奉仕金収入）が得られたことになる。

この自由処分もまた、地域的な偏差を伴って行われた。もともと教会領が小規模であったアンダルシア地方ではほとんどの社団（世帯数としては94%）が対象となり、同地方では教会領がほぼ消滅することになった。また新カスティーリャ地方でも61.5%、旧カスティーリャ地方では40.1%が自由処分の対象になった。その一方で、相対的に狭い地域にカスティーリャ王国全体の教会領の4割近くが集中していたガリシアでは、王権による自由処分の対象になったのは4316世帯であり、同地方の教会領のなかの7.2%にとどまった。

この偏差の原因の一つとして考えるべきなのは、やはり宮廷都市マドリードとの地理的な距離であろう。別稿で指摘したように、王国最大の教会領であったトレード大司教領でも自由処分が大規模に行われたが、アルカラ・デ・エナレス周辺などのマドリードに近い所領ほど王領地への編入と領主裁判権の売却が盛んに行われた一方で、100キロ以上離れた前述のタラベーラ・デ・ラ・レイナ周辺ではごく限定的な規模にとどまった。それは、領主裁判権の主たる購入希望層が貴族、法曹・財務官僚、王権に貸し付けを行う銀行家などであり、彼らにとっては宮廷に近い村落社団が魅力的であったためであると考えられる<sup>25</sup>。マドリードを挟んだ新旧カス

25 内村前掲論文「16世紀後半におけるトレード教会」、41頁。

ティーリャ地方で自由処分が盛んに行われ、遠く離れたガリシアで教会領がおおむね存続した背景には、宮廷都市との距離がその一因として指摘できるだろう。

このような地域的な偏差を伴いつつも、教会領を王朝の意図どおりに自由処分していったことも、16世紀カスティーリャにおける国家教会化の進展を示すものだといえよう。ただしここで注意したいのは、教会領の領主権をもつ司教や修道院長の人事について王朝が国王教会保護権にもとづく決定権を掌握していたとはいえ、世帯数でみると自由処分の対象となったのは教会領の37%にとどまり、教会領の6割以上はそのまま存続している点である。プロテスタント圏での国家教会化が典型的に進行したイングランドでは修道院そのものが解散され、その所領の自由処分が全面的に行われたことと比較すれば、カスティーリャ王国における教会領の自由処分は一定の範囲内に収まるものであったといえる。スペイン君主国のなかでも国家教会化が進んだ地域国家カスティーリャ王国においてすら、王権はカトリック教会を恣意的に扱ったわけではないことが窺われるが、この点について考察する前に、本稿での議論を整理しておきたい。

## おわりに

本稿では16世紀のカスティーリャ王国における国家教会化を概観するために、次のように基本情報を整理してきた。

第1節では、1486年（グラナダ王国、カナリア諸島）、1508年（インディアス）の教皇権からの国王教会保護権の授与に続いて、1523年にはカスティーリャ王国本国とアラゴン諸国についても国王教会保護権が確立したことをみた。1486年と1508年の場合には、非キリスト教圏を武力で征服してカトリック世界に編入したことを根拠として、広大な領域に関して、しかし法的にみれば地域国家のひとつであるカスティーリャ王国の特定地域に関して、国王教会保護権が認定された。それに対して1523年には、それまでのカトリック護持・拡大への王朝の貢献を根拠として国王教会保護権が拡大されたが、それは国制としてみると、複数の地域国家にまたがる国王教会保護権が確立されたものであり、そこに国制史としてみた場合の質的な転換を読み解くことができる。

第2節では、カスティーリャ王国・アラゴン諸国・ポルトガル王国・インディアスでの教区・教会管区の編成について確認したうえで、地域国家ごとの管轄を前提とする国王教会保護権の行使体制を確認した。司教推挙ではカスティーリャ王国本国についてはカスティーリャ枢密院が実務を担い、国王大権としての国王教会保護権行使を補佐していた。

そして第3節では、カスティーリャ王国本国での国家教会化の実相を整理した。司教に推挙される人物はほぼカスティーリャ王国出身者で独占され、かつ王権に聖俗両界で仕えるカスティーリャ法曹がしばしば登用され、国家教会化が人事体系の面から進んだことを確認した。また教会領は王国人口の11%を占めていたが、そのうち4割ほどは王権による自由処分の対象となり、教会領からは切り離された。

では、司教人事を意のままにした王朝はなぜ教会領の自由処分は一定の規模にとどめたのであろうか。もちろん、この問いには稿を改めての検討が必要になるが、王朝にとっての国家教会化の意義を考えるためにも暫定的な見通しを示しておきたい。

本稿でみてきたように、王朝は段階的に獲得した国王教会保護権にもとづき、スペイン君主国各地で国家教会化を進めた。とくにカスティーリャ王国では王朝に仕えるカスティーリャ法曹を起用して人事体系から教会を統治・後見する体制が確立し、カトリックに属すとはいえ国内教会を王朝の統制下に置くという意味での国家教会化が着実になされたといえる。しかしその一方で、王朝はスペイン君主国の統治理念として王と民が同一の信仰を共有する「カトリック君主国 (Monarquía Católica)」であると自己規定し、カトリック護持を行動基準にしていた。また、敬虔な信仰の実践者であり、地上の世界で信仰と教会を守護して戦う君主であることが儀礼・祭典の場で演出され、歴史書などをつうじてそのイメージの宣布が試みられた<sup>26</sup>。このような王朝にとって、カトリック教会とは自らの統治権力の正統性を根源において支えるものであり、それを庇護する者としての自

26 Elliott, John H., "Power and Propaganda in the Spain of Philip IV", *Spain and its World, 1500-1700*, New Haven, 1989, pp. 162-188; Parker, Geoffrey, *The World is not Enough. The Imperial Vision of Philip II of Spain*, Waco, 2000; 立石博高「スペイン帝国と帝都マドリッド」立石編前掲書、197-249頁。内村俊太「16世紀スペインにおける王権の歴史意識」『西洋史学』240号、2011年、302-318頁。同「カトリック君主国の都市祭典」『スペイン・ラテンアメリカ美術史研究』18号、2017年、15-26頁。

已表象が必要とされていた。

そのため王朝にとっては、司教人事を掌握し、教会領の個別的な自由処分にみられるような実益を得つつも、その一方では、教会を完全に国家に吸収してしまうことや、あるいは教会のあり方そのものを恣意的に改変することは、みずからの統治権力の正統性を掘り崩してしまう危険性があったといえる。その意味において、国王教会保護権にもとづくスペインでの王朝による国家教会化とは、本来は教皇を頂点としてそれ自体として完結した組織体系を有していたカトリック教会を地域国家ごとにみずからの統治構造に包摂する一方で、その統治構造のなかでは社団としての自律性や中間権力を認めたとうえで、統治・後見の対象としていくという、さまざまな社団に対して行っていたきわめて近世的な支配のあり方を教会に対しても適用したものであったといえる。いずれにせよ、スペイン君主国における国家教会化を分析していくためには、近世のヨーロッパ諸国に共通する国家教会化の趨勢とスペイン独自のカトリック君主国理念とのあいだで、その固有のあり方を検討していく必要があるといえよう。